

## 国立大学法人宇都宮大学学長選考規程

制 定	平成16	規程第124号
一部改正	平成17	規程第53号
〃	平成18	規程第44号
〃	平成20	規程第76号
〃	平成20	規程第88号
〃	平成22	規程第74号
〃	平成23	規程第71号
〃	平成27	規程第4号
〃	平成28	規程第11号

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人宇都宮大学学長選考会議規程（以下「選考会議規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人宇都宮大学の学長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長の資格)

**第2条** 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

(選考事由)

**第3条** 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となったとき。
- 四 学長が解任されたとき。

(選考時期)

**第4条** 学長の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の5月前までに、第2号から第4号までに該当する場合は速やかに開始するものとする。

(公示)

**第5条** 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項に関し、公示するものとする。

- 一 学長選考対象者の推薦に関する事。
- 二 学長選考対象者の第1次意向調査に関する事。
- 三 学長選考対象者の公開所信表明に関する事。
- 四 学長選考対象者の第2次意向調査に関する事。
- 五 学長候補者の選考結果に関する事。

(学長選考対象者の推薦)

**第6条** 学長選考会議は、次の各号に掲げる者から推薦された者を学長選考対象者とする。

一 学長選考会議委員

二 教員（国立大学法人宇都宮大学職員人事規程（以下「人事規程」という。）にいう教員をいう。以下同じ。）のうち助教以上の者及び附属学校の副園長、副校長、事務職員（人事規程にいう事務職員をいう。以下同じ。）のうち課長補佐、事務長補佐、専門員及び図書館専門員以上の者、施設系技術職員（人事規程にいう施設系技術職員をいう。以下同じ。）のうち課長補佐及び専門員以上の者並びに教室系技術職員（人事規程にいう教室系技術職員をいう。以下同じ。）のうち技術専門員が推薦した者

2 前項第2号に掲げる者からの推薦は、異なる教授会（地域デザイン科学部、国際学部、教育学部、農学部の教授会及び工学部・工学研究科教授会をいう。）の構成員である教員を含む10人以上の連署をもって行わなければならない。

3 第1項の推薦は、次の各号に掲げる書類（以下「推薦書類等」という。）を学長選考会議に提出するものとする。

一 学長選考対象者推薦状

二 同意書

三 略歴等

四 宇都宮大学の将来像、具体的な取り組み等についての所信

**第7条** 学長選考会議の委員が前条第1項の規定による学長選考対象者となったときは、選考会議規程第2条第2項の規定に基づき、委員を退く。

(学長候補者の選考方法)

**第8条** 学長選考会議は、第6条第1項に規定する学長選考対象者について、次の各号の者の投票による第1次意向調査を行う。

一 学長及び常勤の理事

二 職員（人事規程にいう職員をいい、附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）

2 学長選考会議は、第1次意向調査の結果を公表するものとする。

**第9条** 学長選考会議は、前条第1項の第1次意向調査の得票上位3位以内の学長選考対象者について、面接を行うものとする。

**第10条** 学長選考会議は、第1次意向調査の結果、学長選考対象者に係る推薦

資料等及び学長選考対象者との面接の結果を考慮し、学長選考対象者3人以内を選考する。

**第11条** 学長選考会議は、前条で選考した学長選考対象者3人以内による公開所信表明を行うものとする。

**第12条** 学長選考会議は、第10条で選考した学長選考対象者について、次の各号の者の投票による第2次意向調査を行う。

- 一 学長及び常勤の理事
- 二 教員のうち助教以上の者、事務職員のうち課長補佐、事務長補佐、専門員及び図書館専門員以上の者、施設系技術職員のうち課長補佐及び専門員以上の者並びに教室系技術職員のうち技術専門員

2 学長選考会議は、第2次意向調査の結果を公表するものとする。

(管理委員会)

**第13条** 第8条及び前条に規定する意向調査に関する事務を行うため、学長選考会議の下に意向調査に関する管理委員会を置く。

2 前項に規定する管理委員会は、学長選考会議から選出された委員をもって組織する。

(学長候補者の決定)

**第14条** 学長選考会議は、推薦書類等、面接結果、公開所信表明及び第2次意向調査の結果を総合的に考慮し、学長候補者を決定する。

(任期)

**第15条** 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員又は解任となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

**第16条** この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年12月24日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出された学長の任期は、第12条本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、平成17年6月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年8月26日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年8月11日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。